

2025年度版

労災保険



一人親方・事業主も組合なら入れます

ケガをした時の 給付は

- 治療費は全額無料です。
- 休業の4日目から、1日につき平均賃金(給付基礎日額)の8割が支給されます。
- 障害が残れば等級に応じて、年金か一時金が給付されます。
- 死亡のときは遺族に年金などが支給されます。

中小事業主の 特別加入制度

- 事業所労災に加入しても事業主とその家族従事者は労災保険の対象にはなりません。事業所労災に加入し特別加入をすることで労災保険給付を受けることができます。
※家族だけで仕事をしている人は、一人親方労災に加入します。
- 保険料は、給付基礎日額で決まります。

事業所労災

- 労働者を雇ったら、事業所労災に加入しなければなりません。
- 事業所労災の保険料は、事業の種類と年間工事請負金額で決まります。保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになります。

ケガをして しまったら・・・

- 労災保険に加入すると、労災保険加入証明書が発行されます。労災保険加入証明書を病院に提示し「労災保険で」と申し出てください。また、組合事務所まで速やかに連絡をお願いします。療養給付・休業補償等支給の事務手続きを無料で組合で行います。
※健康保険でかからないようにして下さい。

一人親方労災

- 一人親方は事業所労災の対象になりません。組合で一人親方労災に加入しましょう。
- 保険料は、給付基礎日額で決まります。



組合では、加入手続きから労災申請まで 全面サポートをいたします。

労災保険(労働者災害補償保険)は、政府が運営する保険制度です。労働者が業務中や通勤途中でケガをした場合、療養や休業などの必要な保険給付を行います。

事業所労災保険料

工事請負金額(円)	保 険 料 (円)		
	建築事業 賃金総額 × 9.5/1000 = 保険料 (元請工事金額 × 23%)	既設建築物設備工事 賃金総額 × 12/1000 = 保険料 (元請工事金額 × 23%)	その他の建設事業 賃金総額 × 15/1000 = 保険料 (元請工事金額 × 23%)
1,000,000	2,185	2,760	3,450
5,000,000	10,925	13,800	17,250
10,000,000	21,850	27,600	34,500
20,000,000	43,700	55,200	69,000
50,000,000	109,250	138,000	172,500

【事業所労災保険について】労働者を1人でも使っている場合は、労災保険の強制適用事業とされ事業主はその事業所に労災保険をかけることが義務づけられています。建設事業では、仕事が原因で労働者がケガ、病気、死亡した時には、事業主(元請)に労働基準法による災害補償責任があります。下請けが雇った労働者の補償も、全て元請負人の責任です。

事業主(家族)、法人役員の特別加入保険

給付基礎日額(円)	年間保険料(円)		
	建築事業	既設建築物設備工事	その他の建設事業
3,500	12,131	15,324	19,155
4,000	13,870	17,520	21,900
5,000	17,337	21,900	27,375
6,000	20,805	26,280	32,850
7,000	24,272	30,660	38,325
8,000	27,740	35,040	43,800
9,000	31,207	39,420	49,275
10,000	34,675	43,800	54,750
12,000	41,610	52,560	65,700
14,000	48,545	61,320	76,650
16,000	55,480	70,080	87,600
18,000	62,415	78,840	98,550
20,000	69,350	87,600	109,500
22,000	76,285	96,360	120,450
24,000	83,220	105,120	131,400
25,000	86,687	109,500	136,875

※年度途中の加入の場合は月割りになります。

一人親方特別加入

一人親方とその家族従業者の場合

給付基礎日額(円)	年間保険料(円)
3,500	21,718
4,000	24,820
5,000	31,025
6,000	37,230
7,000	43,435
8,000	49,640
9,000	55,845
10,000	62,050
12,000	74,460
14,000	86,870
16,000	99,280
18,000	111,690
20,000	124,100
22,000	136,510
24,000	148,920
25,000	155,125

※年度途中の加入の場合は月割りになります。